

令和 8 年宇治田原町総務建設常任委員会

令和 8 年 6 月 12 日

午 前 1 0 時 開 議

議 事 日 程

日程第 1 付託議案審査

議案第30号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例を制定するについて

議案第33号 京都地方税機構規約の変更について

議案第49号 湯屋谷消防団器具庫新築工事請負契約の締結について

議案第50号 京田辺市消防署宇治田原分署改修工事請負契約の締結につ
いて

日程第 2 各課所管事項報告について

○企画財政課所管

- ・旧庁舎跡地の売却について

○税住民課所管

- ・令和 8 年度町民税（個人）の賦課状況について
- ・令和 7 年度町税徴収実績について

○建設環境課所管

- ・宇治田原町建築物耐震改修促進計画の策定について

○まち未来創造課所管

- ・第16回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について

○農林環境課所管

- ・令和 7 年度ごみ排出量の実績について
- ・環のくらし地域活動促進事業補助について

○上下水道課所管

- ・下水道普及状況について

日程第 3 その他

1. 出 席 委 員

委員長 2 番 光 島 善 正 委員

副委員長 6 番 今 西 利 行 委員

1 番	谷 口 茂 弘	委員
3 番	堀 口 宏 隆	委員
10番	藤 本 英 樹	委員
12番	原 田 周 一	委員

1. 欠 席 委 員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	勝 谷 聡 一 君
総 務 政 策 監	奥 谷 明 君
総務理事兼総務課長	村 山 和 弘 君
建 設 事 業 理 事	垣 内 清 文 君
総 務 課 課 長 補 佐	飯 田 謙 吾 君
総 務 課 課 長 補 佐	西 谷 久 弥 君
総 務 課 課 長 補 佐	松 原 慎 也 君
企 画 財 政 課 長	中 地 智 之 君
企画財政課課長補佐	岡 本 博 和 君
企画財政課課長補佐	角 田 友 和 君
企画財政課課長補佐	三 橋 吉 和 君
税 住 民 課 長	奥 西 正 浩 君
税住民課課長補佐	河 野 一 成 君
建 設 課 課 長	中 村 浩 二 君
建 設 課 課 長 補 佐	衣 川 信 哉 君
建 設 課 課 長 補 佐	山 崎 浩 典 君
建 設 課 課 長 補 佐	田 中 寿 生 君
まち未来創造課長	岡 崎 一 男 君
まち未来創造課 担 当 課 課 長	植 村 和 仁 君
まち未来創造課 課 長 補 佐	明 尾 洋 平 君
農 林 環 境 課 長	谷 出 智 君

上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君
上下水道課課長補佐	市 川 博 巳 君
上下水道課課長補佐	石 田 隆 義 君
会計管理者兼会計課長	岡 崎 貴 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
主 事	松 元 大 和 君

開 会 午前10時00分

○委員長（光島善正） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき誠にありがとうございます着座にて進めさせていただきます。

本日の委員会は、6月5日及び8日の本会議において上程されました議案第30号及び議案第33号、議案第49号及び議案第50号の4議案の付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局の資料につきましても、お手元に配付いたしておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和8年の第2回総務建設常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。また、光島委員長をはじめ、委員の皆様方にはいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、近畿地方では平年より2日早い6月4日に梅雨入りをしました。その1日前、6月3日に台風6号が上陸を本土のほうにしまして、本町につきましては、幸い大きな被害はありませんでしたが、台風が来た翌日の早朝から、建設の関係の事業も関係の職員が回って倒木等の処理を行ってくれたところでございます。

5月29日からは、防災気象情報につきまして新たな情報の発信の仕方ということで変更がなされております。レベルの表記がされていたり等々ご案内のとおりでございますが、同様に私どもといたしましても体制そして仕組みにつきましてもアップデートを重ねて、しっかりと対応をできるように備えてまいりたいと考えているところでございます。

そして先の予定、あさってになりますが、6月14日につきましては、総合文化センターにおきまして、うじたわら大学の入学式、生涯学習講演会の開催を予定をしております。ご案内のとおり、ことぶき大学から対象を拡大いたしました「うじたわら大学」

という名称も新たに開校をさせていただくこととしております。多様な学習ニーズに答えながら、多世代が交流をするような場というところを目指してまいりたいと考えてございますので、14日につきましてもご多忙とは存じますが、ご臨席を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

そして先般でございますが、京都府を通じまして、国勢調査令和7年の速報値が公表をされたところでございます。本町の人口につきましては8,453人ということで5年前と比較をいたしますと5.1%の減少となっております。第6次のまちづくりの総計の将来人口からは90人を下回る結果となっております。この部分につきましてはしっかりと真摯に受け止めてまいりたいと思っておりますと同時に、もちろん人数という数字も大切でございますが、やはり人の人財、財産のほうの財と書いて人財のいらっしゃる割合というのも重要であろうと思いますし、また、顔の見える関係性があるこの町ならではのいいところということで、その関係性から生まれる信頼であったり、相互信頼であったり、誇りであったり、そして支え合いであったりというところの人の営みの本質の部分についても私は非常に大切だと思っております。

ちょっと話はそれますが、昨日も岐阜県の飛騨市はいわゆる人口減少先進地ということを表明をいたしまして、ただ、ファンクラブにおいては今先進地とならえております。人口を超えるファンクラブを構成するような町があつて、そこの担当者と昨晚ちょっとお話をさせていただいておりましたが、やはり顔の見える関係性があるから関係人口云々という話があるんですけども、その関係人口のファンの方でも、どこのどなたやということが分かった瞬間に、また一緒に話合えることの世界観が変わるといふか、そういったことを実際にやられてきたというところがありますので、ここはやはり都市部にはない今後のまちづくりの在り方、持続可能なまちづくりの在り方というところにつきましても探求と追求をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

信頼関係でいきますと、来週、再来週になりますが、行政とのまちづくり、町政との対話というところにおきまして、全区11区を6月23日から29日にかけて回らせていただきたいと思っております。もちろんなかなか全てが人口減少時代でございますので、うまく何でもかんでも発展の絵が見えるわけではないんですけども、やはり顔の見える関係、その中でのまちづくりというところも含めまして、対話をしっかりとする中で、この町の担い手というところにご協力をいただきたいなというような話もさせていただこうと思っております。

ざっくばらんな意見交換の場になればいいなと思っておりますので、議員各位におか

れましても、ご理解・ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日におきましては、先ほど委員長からもございましたように、本委員会に付託をされました議案並びに各課所管事項報告につきましてご審査をいただきたいというふうに思っております。それぞれの議案及び報告内容につきましては、後ほど各課の担当よりご説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審査をいただき、議案につきましては可決すべきものと決していただきますようお願い申し上げまして開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（光島善正） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

◎付託議案審査

○委員長（光島善正） 日程第1、付託議案審査について。

◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 議案第30号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 改めましておはようございます。

それでは、議案第30号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつきましてご説明申し上げます。

議案第30号の資料のほうをご覧くださいと存じます。

まず、1の趣旨でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴いまして、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を改正するものでございまして、現行の31万5,000円を33万円とするものでございます。

次に、3つ目が施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものでございます。

簡単ではございますが、以上説明とさせていただきます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第30号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第30号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 次に、議案第33号、京都地方税機構規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。奥西税住民課長。

○税住民課長（奥西正浩） それでは、京都地方税機構規約の変更につきましてご説明をさせていただきます。

議案第33号のほうをご覧ください。

本規約の変更につきましては、令和8年度税制改正において、自動車税及び軽自動車税の環境性能割が廃止されたことにより、当該税目の申告受付事務を行っている京都地方税機構の規約の一部を変更する必要があると、規約の変更に当たっては構成団体である府・市町村議会の議決が必要となるため、議会の議決を求めるものであります。

変更する内容につきましては、規約第4条の処理する事務から、環境性能割に関する

事務を削除するものです。

施行日につきましては、総務大臣の許可する日から施行するということになっております。

以上となります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第33号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第33号、京都地方税機構規約の変更については、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 次に、議案第49号、湯屋谷消防団器具庫新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、議案第49号、湯屋谷消防団器具庫新築工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案書と議案書につけております資料を併せてご覧いただきたいと思います。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、工事名につきましては、湯屋谷消防団器具庫新築工事でございます。

5月21日に電子契約による一般競争入札を実施をいたしまして、契約の請負金額ですが5,500万円で宇治市の株式会社T・ステージが落札し、5月28日に仮契約を締結したところでございます。

この仮契約につきましては、本議案をご可決いただきました後に本契約として成立するものでございます。

以上、よろしくご審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 改めましておはようございます。

何点か質問させてもらいたいと思います。

まず、入札参加資格はどのように設定されているのかをお聞かせいただけますか。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） まず、資格条件の設定を行うんですが、通常、指名停止を受けていないとか、滞納していないとかいうのは当然の条件にはついてくるんですが、この工事につきましては、宇治田原町、そして近隣の市町でございます宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市または井手町に本社・本店があること、それと宇治田原町災害応急工事協力事業者名簿に登録があるものという設定をさせていただきまして、さらに経営事項審査の点数、総合評定値でございますが、これが700点以上であるというふうな条件を設定して、募集をかけたというところでございます。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） その結果何者が応募されて、何者が応札されたのかをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 7者の応募がございまして、そのうち2者は辞退されて、結果的に5者が応札されたところでございます。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 落札率というのは何%になるか教えてもらえますか。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 88.79%で、議案に書いていますT・ステージが落札されたというところでございます。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 適正に入札が遂行され、競争も働いているということを理解できました。ありがとうございました。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようでございますので、質疑はこれにて終了します。

討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第49号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第49号、湯屋谷消防団器具庫新築工事請負契約の締結については、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 次に、議案第50号、京田辺市消防署宇治田原分署改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、議案第50号、京田辺市消防署宇治田原分署改修工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

こちらで議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によります工事の請負契約を提供するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、工事名につきましては、京田辺市消防署宇治田原分署改修工事でございます。5月22日に電子入札による一般競争入札を実施いたしまして、契約の請負金額が6,434万8,900円で、城陽市にございます悠紀建設株式会社が落札し、5月29日に仮契約

を締結したところでございます。この仮契約につきましても、本議案をご可決いただきました後に本契約として成立するものでございます。

以上、よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 先ほどと同じ質問になるんですけれども、入札参加資格条件と、応募者数と、応札者数と落札率は何%だったのか教えていただけますか。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 条件は先ほどと全く同じでございますが、こちらも宇治田原町、宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町に本社・本店があること、そして災害応急工事協力事業者名簿に登録があるというところと、経審の点数につきましても700点以上という設定をしたところでございます。

こちらのほうは11者の応募がございまして、うち5者が辞退、結果6者が応札されたというところでございます。落札率につきましては87.24%で、先ほど申し上げました城陽市の悠紀建設株式会社が落札されたというところでございます。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 工事請負契約のほうも2議案とも適切に入札制度が執行されているということを理解できました。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第50号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第50号、京田辺市消防署宇治田原分署改修工事請負契約の締結については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました4議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、6月18日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月16日火曜日午後5時までに議長宛てに提出してください。

◎各課所管事項報告について

○委員長（光島善正） 日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

企画財政課所管の旧庁舎跡地の売却について説明を求めます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） 旧役場庁舎の跡地売却につきましては、このたび売買契約の手続が整いましたことから、ご報告を申し上げます。

本件につきましては、昨年7月の閉会中の当委員会におきまして、医療法人徳洲会より買受提案を受け付けたことをご報告申し上げ、また、さきの3月定例会では、一般質問にてその進捗をお尋ねいただいたところでございます。

去る5月18日に売買契約を締結し、売却代金4,920万円の入金をもって所有権が町から買受者に移転をいたしました。

土地利用の目的ですが、かねてよりお伝えしておりますとおり、介護施設用地、具体的には介護医療院の建設を予定されているところでございます。以上、ご報告を申し上げます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 計画では介護医療院だけと書いているんですけども、付随して診療所などの併設というのはあり得るんですか。

○委員長（光島善正） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 現時点でクリニック等の併設について具体的な計画が示されているものではないと認識をしております。

その上で一般論として申し上げますと、介護医療院には医師の常駐が定められております。法定で医師が常駐しないといけないということになっておりますので、経営面、また、サービス提供体制の観点で言いますとクリニック併設というのを視野に検討されていると承知しております。

ただし、実際に併設されるかどうかに関しましては、医師会との調整であったり、また、地域需要の見極めなど様々なファクターがあるかと存じますので、最終的には医療法人において判断をされるものと認識をしております。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 今後どういうふうになるかは、ちょっと分からないということなんですけれども、現在本町の医療機関との整合性を保ちながら、本町の医療機関の中核となるような施設になったらと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。谷口委員。

○委員（谷口茂弘） 私のほうからは質疑ではないんですけれども、先ほど中地課長からご報告いただいたとおり、さきの3月の一般質問で進捗状況についてお尋ねさせていただきました。

今回、手続完了の報告いただきましてありがとうございます。今後また建設とか運営とかということで所管課が変わっていくかと思えますけれども、引き続きどうぞよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ある方いらっしゃいませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて企画財政課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、税住民課所管の令和8年度町民税（個人）の賦課状況について説明を求めます。
奥西税住民課長。

○税住民課長（奥西正浩） それでは、令和8年度町民税（個人）の賦課状況についてご説明させていただきます。

令和8年度町民税（個人）の賦課状況についての資料をご覧ください。

まず、最初の1、町民税（特別徴収分）調定額の比較についてご覧ください。

町民税（特別徴収分）につきましては、5月18日に発送させていただいております。

当初賦課時点で特徴義務者数及び納税義務者数は共に減少ということになっております。

調定額につきましては、表中の調定額のほうをご覧くださいますと、前年比10.3%の増ということになっております。均等割のみ納税義務者及び非課税者が増減した要因といたしましては、税制改正に伴い、給与所得控除の見直しによるものと考えられます。また、調定額の増加につきましては、賃上げの影響が色濃く出ていると考えられます。

続きまして2、町民税（全体調整額）の比較のほうの表をご覧ください。

こちらは先ほどの特別徴収分と普通徴収分を合計したものになります。町民税（普通徴収分）につきましては、6月9日に発送させていただいております。均等割調定額につきましては、前年比1.4%の減ということになっております。

続きまして、所得割現年分につきましては、所得割の現年分欄のほうをご覧くださいますと、前年比14.9%増、約6,000万円ほど昨年より増加しているということになっております。

所得割の増加の原因といたしましては、先ほどもご説明させていただきましたが、賃上げの影響が出ている部分、給与所得の増加がそちらのほうに出ているということと、農業所得の増加影響と考えられます。

所得の内訳といたしましては、給与所得、営業所得、農業所得、分離課税に係る所得のいずれも増加しているというところです。

なお、過年度新規分及び退職所得分につきましては、今後の課税調査及び異動により順次調定が増える性格の不確分でございますので、現時点で予算対比等では大きな差があるということになっております。以上となります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 今、説明があつたんですが、営業所得、農業所得、分離課税に係る増加というのは分かるんですが、もう少し詳しく内容を教えていただけますか。

○委員長（光島善正） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） まず、農業所得につきましては、農林のほうにも確認をさせていただいてますけれども、完全にお茶の生産のほうが増加していると聞いております。

また、今年度申告のほうを受けさせていただいている中でもやはり、農業者の方の所得が増加しているという感じは、こちらのほうでは見受けられると思っております。土地分離のほうにつきましては、土地の売買とかその辺に関しましては年によってばらつきがあるので、今年度たまたま多かったと思っているところでございます。

営業所得につきましては、やはり景気が上向きということで、そのあたりが影響出て

いるのかなと。皆さん営業の所得がそのあたりで増えたのかなというふうに分析をしているところでございます。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） よく承知いたしました。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和7年度町税徴収実績について説明を求めます。奥西税住民課長。

○税住民課長（奥西正浩） それでは、令和7年度税徴収実績についてご説明をさせていただきます。

令和7年度税徴収実績、横向きの表になっているもの、そちらのほうをご覧ください。

まず、資料1ページ目、町民税、こちらの上段のほうの表になるんですけれども、この中の下段、決算速報値の中の右端、こちらが徴収率ということになっております。徴収率につきましては、現年分で、前年同期比0.3ポイント増の99.41%、滞納繰越分で前年同期比2.2ポイント減の27.29%ということになっております。

続きまして1ページ目の下段の表、固定資産税のほうになりますけれども、こちらの下段の決算速報値の説明をさせていただきますと、前年同期比0.2ポイント増の99.65%、滞納繰越分で前年同期比8.7ポイント増の57.02%ということになっております。

続きまして2ページ目、裏面になりますけれども、軽自動車税でございます。表の繰越しは同じで、下段の決算速報値のほうをご覧ください。現年分で前年同期比0.1ポイント増の98.83%、滞納繰越分で前年同期比3.5ポイント減の31.31%となっております。

続きましてたばこ税、その下の段になりますけれども、こちらの方は徴収率100%ということになっています。

続きまして資料の3ページ目、町税全体ということになりますけれども、こちらの表のほうも下段、決算速報値をご覧ください。

徴収率につきましては、現年分で前年同期比0.2ポイント増の99.55%、滞納繰越分で前年同期比2.2ポイント増の39.42%、最下段の現年分滞納繰越分の計につきましては、前年同期比0.1ポイント増の98.81%ということになっております。

こちらの数値は決算速報値でございますので、今後、若干変わる可能性もございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

今西委員。

○委員（今西利行） 毎年聞くんですけれども、不納欠損について、具体的にどんなような例があるのかということと、対応はどのようにされているのかということをお聞きます。

○委員長（光島善正） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） 不納欠損につきましては、今年度、昨年に比べて若干増加しているということになります。主に外国人の方、令和7年度に関しましては、日本人の方でも大口の方が何件かあったので、金額的に大きくなっているというところではございます。やはり外国人の方が増えてきているというふうに認識しております。

こちらのほうは不納欠損なので、滞納があった場合、税機構のほうに送ることにはなるんですけれども、外国人に関しましては、企業さんに事前に徴収していただくような連絡を取るようにはさせていただいておりますけれども、民間のほうで徴収はなかなか難しいかなと感じているところでございます。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 丁寧な対応を前もお願いしたと思うんですけれども、よろしく願いしたいと思います。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて税住民課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に上げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） これで、ただ今出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時36分

○委員長（光島善正） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について進めます。

まず、建設課所管の宇治田原町建築物耐震改修促進計画の策定について説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村浩二） それでは、宇治田原町建築物耐震改修促進計画の策定についてのご説明をさせていただきます。

本計画の改訂につきましては、3月町議会定例会総務建設常任委員会におきまして、京都府建築物耐震改修促進計画が改訂されることに伴い、所要の改定を行うこと及び素案をお示しさせていただいたところでございます。

その後4月1日から4月30日までを期間といたしまして、町のホームページ、役場の庁舎1階及び2階、総合文化センター、また、やすらぎ荘におきましてパブリックコメントを実施したところでございます。その結果につきましては、計画改訂に寄せられた意見はゼロ件でありましたことをご報告させていただくと同時に、さきにお示しをさせていただいておりました素案、本日配付させていただいています冊子でございますが、そのとおり計画を改訂させていただいたことを併せてご報告させていただくものでございます。耐震等の施策につきましては、本計画に基づき今年度も引き続き実施をしております。

なお、改定した計画、34ページ、建築物の耐震化を進めるための取組に記載をしております、耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組といたしまして、啓発事業、これを6月20日土曜日、京都市伏見区にありますMOMOテラスにて、京都府、近隣市町、建築士事務所協会等と連携し、耐震フェアを開催させていただきます。

また、6月22日月曜日から6月26日金曜日、役場の多目的室におきまして、京都府主催の洪水、土砂災害、震災対策啓発パネル展を開催することとしております。こちらのこういった様々な機会を通しまして、耐震化についての啓発を進め、1つでも診断、それから耐震の改修、それが進むように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

説明及び報告につきましては以上でございます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 私、一般質問でも取り上げたんですが、また、今も説明ありました

が、残念ながら現在改修はいろいろ進めていただいているにもかかわらず、それが現状であると思うんですが、耐震改修にどうつなげていくかということが大きな課題となるんですけれども、どう広報するのか課題であると思いますが、さらなる一歩進んだ工夫が必要ではないかと思うんですか、今まで努力されていることはよく分かるんですけれども、その点、いま一歩進んだ取組というようなことは考えられておるのでしょうか。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設課長（中村浩二） まず、本計画の策定に伴いまして、耐震化の促進に向けまして、低コスト工法の普及促進、それから代理受領制度の導入等を行ってまいっております。そういった制度面での支援、それから耐震化をしていく上での広報、啓発、そちらにつきましては、一概に一足飛びに効果が出るものはなかなか難しいと思いますが、地道に取り組んでいくということを前提に取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 例えば個別的な内容とか、そういうところに踏み込んだ対応等についてはお考えございますか。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設課長（中村浩二） まず、耐震診断を受けていただいた方につきましては、改修につながっていない現状がある場合、個別に勧奨を行っております。

それから、この耐震の診断、昭和56年というところを区切りに対象となるかならないかというのを策定されておりますが、住宅の状態につきましては、やはり診断をしてみないと分からないというようなところはございますので、まずは診断を受けていただくというところに全力、まず一歩目に注いでいかなければならないというように判断しておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。これからもよろしくお願いいたします。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて建設課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、まち未来創造課所管の第16回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について説明を求めます。植村まち未来創造課担当課長。

○まち未来創造課担当課長（植村和仁） それでは、第16回宇治田原町地域公共交通活性

化協議会、今年度第1回目の会議につきまして協議会の収支計画、また、利用促進活動や運行事業者による現状の報告等、意見交換を進めたところでございます。

開催日時につきましては、5月26日火曜日午前10時半から庁舎会議室にて行いました。井上会長ら8名が出席、当日の傍聴はなかったところでございます。

議題につきましては番号(1)から(6)の内容であり、年度当初の会議でもございますので、前年度の取組報告、それから今年度の計画、利用促進に係る各種取組の説明、また、バス、タクシーの運行事業者より現状等について報告がありました。

会議結果につきましては、令和7年度の各種利用促進活動等の取り組み、令和8年度の事業計画等について承認をいただいております。

また、持続性のある路線バスに向け、京都京阪バス沿線自治体担当者による勉強会の継続した開催、低所得高齢者に対する負担軽減、利用促進策の試行実施などの取組について事務局より説明をし、検討いただいたところでございます。

あわせて日々厳しさを増しますバス・タクシー業界について、タクシー事業者からは配車アプリを利用した配車予約が中心となってきたこと、また、バス運行事業者からは、1つ目、今後5年間の間に運転士が大量定年退職していく、2つ目、利用者数が減少トレンドにあること、そして補助、自治体連携の不確実性のリスクについて、報告があったところでございます。

その他事項として、令和8年10月から令和9年9月の間の地域公共交通確保維持改善事業、いわゆるフィーダー補助でございますが、こちらの計画認定申請について、協議会が定めた地域公共交通計画でございますが、こちらの計画認定申請について、協議会が定めた地域公共交通計画に確保・維持が必要であると明記されていることから、書面にて審議いただく旨、了承を得たところでございます。

会議内での意見等につきましては、記載にもありますとおり、本町の公共交通利用促進の取組は充実しており、沿線市町との勉強会についても継続して取り組んでいきたい。人口減少する中で、移動需要も同様に減少する。

一方で、近隣での観光需要も高く、町の魅力を発信するなどして公共交通を利用して移動してもらう工夫も必要。仕事としてバス運転手を考えている方々に対して、京都京阪バスの路線は運転しやすい路線であることをPRすることも京都京阪バスを選んでもらう選択肢となり得る。

また、低所得高齢者への取組は利用促進にもつながるよい手法である。そのスマートなやり方であり、乗ってもらうための声かけ等、次のステップも大切となってくるなど

の意見が出されたところでございます。

今後も様々な利用促進活動に努め、地域内の公共交通の満足度の向上、そして町内外をつなぐ路線の維持に取り組んでまいりたいと考えております。以上、報告いたします。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 今の説明の中で、協議内容のところの3番なんですが、ここの中で厳しい業界の現状ということで、そこは分かるんですけども、今後5年間の運転者の大量定年退職ということが明記されているんですが、これについてももう少し具体的にどのような説明があったのか、話し合いがあったのか、説明願えますか。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まち未来創造課担当課長（植村和仁） 京都京阪バスにおきまして、現在、運転士数が約100名おられる。それでもまだ5名不足の状態であるということです。今後5年間退職予測ということで大体約20名以上の方がこの5年間で定年退職を迎えて辞めていかれるというようなお話がございました。

ちなみに京都京阪バス、現在、運転士の平均年齢は54歳という形になっており、50歳以上が占める運転士の割合が70%というような形になっております。このような中で、このまま何もしなかったら20名以上の方が退職されて、その分減便もされる、路線も縮小していくというような形になっており、京都京阪バスとしても市町と関係した運転士の募集に努めていきたいというようなお話があったところでございます。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 今のお話で、今後20名ほどが退職を迎えられる。平均年齢が54歳ということなんですけれども、今、京都京阪バスの定年退職というのは何歳ですか。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まち未来創造課担当課長（植村和仁） 65歳から延長されて67歳と承知しております。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） そうすると、ちょっと計算があまり合わんのちゃうかなというような、今の人がそのままおるといふか、途中退職というのも当然出てくるとは思うんですけども、そのまま100名のことで20名減っても、当然募集はされていくと思うんです。そのまま結局67歳までということで、当然定員を下回っているというお話ですので、なかなか厳しいかなと思うんですけども、これは変な話、全国的な話なのか、あるいは京都京阪バスに限った話なのか、そのあたりはこの会議ではどういうふうに討論された

んでしょうか。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まち未来創造課担当課長（植村和仁） 全国的な部分なのか、京都京阪バスに限る部分なのか、そこまで詳しい議論、報告等はなかったところでございますが、全国的なトレンドであるというような形では私どもは承知、把握しているところでございます。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 聞くところによると、給与水準が、例えば京都市内なんかと比べて少し低いので、同じ就職するのであれば、そちらのほうに運転士さんが流れたりというようなことがあって、なかなか人が集まらないというようなことも過去聞いたことあるんですけれども、それらに対して京都京阪バスというのは、今後もずっと運転士不足というのは、続くと思います。そのたびに赤字路線から始まって赤字でない路線まで廃止していくというのが、今現在の公共交通の地域の路線バスの現状やと思うんです。それらを踏まえて、結局、京都京阪バスとして将来的に生き残っていくために、どうしていくのか。

経営的に言えば、当然採算より一番たくさん売上げが上がる路線に特化して、あとは皆廃止する、極端な話ですね。当然民間であれば、そういう具合に考えると思うんですけれども、ただ、公共交通の使命から言うと、そういうわけにはいかないということがあるので、そのあたりが我々自治体として、特に私どもは鉄軌道がないので、何としても維持していかなあかんということで、具体的にこういうようなことが話し合われたというのはよく分かるんですけれども、もうちょっと何か一步も二歩も踏み込んで、行政としてはどうするのかとか、あるいは地域住民としてどうするのかというような、何か取組まで突っ込んだ話合いはなかったんでしょうか。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まち未来創造課担当課長（植村和仁） 協議会におきましては、ほかの議論等も案件もございますので、なかなかそこまで深く協議できなかった部分ではありますが、国・府も招いた沿線市町の勉強会においては、京都京阪バスの運転士の不足の解消、それからいかにして京都京阪バスのよさをPRして募集につなげていくのかなど、連携した取組、何ができるのか等々につきましても議論を進めているところでございますので、そういう部分で地域の公共交通を連携しながら守っていくというような形で進めてるところでございます。

それとあわせまして京都京阪バスの路線の維持に向けて、地方行政といたしましても

京都京阪バスの維持に係る一部を補助するなどして、可能な限り公共交通サービスを続けていくという取組を進めているところでございます。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 先ほどから何度も同じ話になりますけれども、取りあえず路線バスはここしかないので、何とか維持・継続につながるように取組を今後お願いします。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんか。今西委員。

○委員（今西利行） 何点か質問します。

まず、1点目ですが、低所得高齢者への取組とありますが、私は、前町長が訴えられていたように、所得制限を設けるのではなくて、全ての高齢者を対象にしてこそ利用促進につながるというように考えております。

また、地域公共交通趣旨からしても、誰もが移動する権利に合致するのではないかと考えていますが、そのあたりの議論はどのようにされているのかをお聞きいたします。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まち未来創造課担当課長（植村和仁） 前回の第15回の地域公共交通活性化協議会におきまして、は一とバスの運賃に関しては、路線バス運賃等考慮し制定されたものであるということから妥当性がある、その一方でその金額を負担できない方に対しては、福祉的な支援、また、みんなで支援することが必要との整理がされているところでございます。

今回、低所得高齢者に対する公共交通の施策につきましても、負担軽減と利用促進の双方に資する取組を実施するということで取り組んでいくものでございます。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 他の地域いろいろ調べているんですけども、そういう所得制限を設けているところはないと思います。

再度、活性化協議会の中で議論していただきたいと考えているんですけどもいかがですか。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まち未来創造課担当課長（植村和仁） 持続可能性のある地域公共交通とするために、利用者の負担というのは必要であり、運賃についても先ほど申し上げましたとおり妥当ということで整理されているところでございます。

福祉的な支援策の一つとして、地域公共交通協議会において協議をいただいた中での今回の試行的取組でございます。今後、その取組の経過等も勘案しながら必要な方に必

要な公共交通サービスを提供できるように、協議会の中でも福祉的な面から負担軽減を継続して検討していきたいと考えております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 十分検討していただけたらと思います。

1点ですけれども、バスだけではなく、デマンドタクシーについても、そういう負担軽減は考えられておるんですか。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まち未来創造課担当課長（植村和仁） 1日乗り放題券つづりを対象者の方にお配りさせていただきますので、タクシー、それからバスのご利用をしていただくという形になっています。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。

それでは次ですが、令和7年度の国・府からの補助、幾らあったのかということと、それはどのように活用されてるのかということをお答え願えますか。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まち未来創造課担当課長（植村和仁） 国からのフィーダー補助、地域公共交通確保維持改善事業補助金につきましては、令和7年度交付額として280万1,000円、それから府の市町村地域生活路線支援事業補助金として令和7年度交付額47万5,000円となっております。こちらにつきましては、は一とバス、は一とタクシーの運行補助の一部として活用させていただいております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） フィーダー補助に関連して、乗り継ぎ支援について、どのような論議をされてるのか、前もお聞きしたと思うんですけれども、その後どのようなようになっておりますか。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まち未来創造課担当課長（植村和仁） これまでもお答えさせていただいておりますが、乗り継ぎ先の京都京阪バスの運転手不足等々によりまして、事務の方も運転に回るといような状況でございますので、そちらのほうで体制が整い次第、また協議を進めていくというような形になっております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） もう一つよく分かりませんでした。

もう1点、他の議員からも指摘がございましたが、バス停についてですけれども、住民の意見を聞いてもっと増やすべきだ。特に病院とか、そういう公共性の高いところについては、バス停を増やしてほしいという要望があると思うんですけれども、いろいろな関係でなかなか設定しにくいと思うんですけれども、そのあたりいかがですか。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まち未来創造課担当課長（植村和仁） 様々な法律、それから公安協議等によって現在必要なところに必要な停留所、ポイントを設置しているというような状況でございます。

また今後、様々なご意見等々いただくと思いますが、協議会の中で協議しながら最適な最良の場所をまた検討していきたいと思っております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。

また、私自身もまとめて、一般質問でも取り上げていきたいと考えています。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口茂弘） 先ほどの原田委員からの質問に関連するんですけれども、京都京阪バスについてなんですけれども、今、町内2路線走っています。京田辺のほうと宇治と2路線あるんですけれども、ほかの自治体さんとかの、例えば市営バスとかでも100円稼ぐのに幾らかかっていますというところで判断されているところがあると思うんです。100円稼ぐのに80円だったら黒字です。140円だったら40円赤字ですということで、町からも補助の税金とかを出させていただくに当たって、住民の理解を得るということもありますし、あと補助額の算定の基準にもなるかと思しますので、そういうのは今、多分持たれていないかと思うんです。

また、この協議会とかで開催されるときとか、京阪バスさんに聞いていただければいいのかと思います。すぐに答えは求めています、聞かないほうがよかったというようなことにもなるかもしれませんけれども、そういう数字出させていただいたらありがたいので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（光島善正） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時08分

○委員長（光島善正） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて、まち未来創造課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、農林環境課所管の令和7年度ごみ排出量の実績について説明を求めます。谷出農林環境課長。

○農林環境課長（谷出 智） それでは、令和7年度ごみ排出量についてご説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目でございますが、横表でございます。月別で可燃、不燃、その他数字ありますけれども、集計したものでございます。

年間通じまして、可燃ごみのほう約1,430トン、ちなみにこれは去年から36トン減となっております。不燃のごみにつきましては367トン、こちらのほうは若干去年からすると3トンほど増えてございますが、令和7年度の総量といたしましては、1,797.43トンとなっております。

左下の枠のほうに、ごみの総量とともに1人当たりのごみ量のほうを出させていただいています。令和7年度につきましては573グラムとなっております。6年度は577でしたので、少し下がって、パーセントで言いますと1.9%の減でございます。

その右にございますけれども、環境基本計画での目標値の達成具合、策のほう書かせていただいております。

ありがたいことに、ごみ減量、分別の意識、いろいろ住民の皆様ご協力の下、目標のほう達成してございますが、引き続きこの数字でいけるように取組していきたいと考えております。

裏面でございますが、こちらは資源物となっております。同じように月別になっております。

資源物につきましては、年間通じまして181.31トンというところで、左下、こちらも同じように年間総量と1人当たりのグラム数が出ております。若干、資源のほうは増えているというところでございます。0.5トン増えて、1人当たりになると0.2%増となっております。

その右につきましては、城内衛管での資源物搬入に係る資源化率のほうです。さすがにやはり不適物というのもございますので、70%程度を推移しているというところでございますが、引き続き高い資源化率というところでやっていただいているところでございます。説明終わります。以上です。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。堀口委員。

○委員（堀口宏隆） 人口が減っている中で、先ほど説明にもあった内容に可燃のほうも減っている。重油等の値段が上がっていると思うんですけども、さらなる減量に取り組むべきだと思うんですが、何か具体的な方策とかはあるんでしょうか。

○委員長（光島善正） 谷出課長。

○農林環境課長（谷出 智） ごみの減量につきましては、1にも2にも住民の皆様のご協力あってのことだと思いますので、引き続きごみ減量に係る啓発、こちらに力を入れていきたいと考えております。以上です。

○委員長（光島善正） 堀口委員。

○委員（堀口宏隆） 啓発が具体的な方策ということなんですけれども、さらなる減量に向けて努力していただきたいと思います。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方。原田委員。

○委員（原田周一） この1ページ目の一番右下の表なんですけど、実測値、令和6年度577グラム、令和7年度が573グラムということで、第3期環境基本計画は令和15年までなんです。最終目標が580グラム、既にもう下回っているということであれば、これ以上この数字だけ見ると、もう減量の必要ないんじゃないかと思うんですけども、何かこの数字を見直すとか、何かそんなことあるんでしょうか。

○委員長（光島善正） 谷出課長。

○農林環境課長（谷出 智） この計画の数字自体を見直す予定はございませんが、ごみの総量については、減るにこしたことはないと考えておりますので、目標は達成しておりますけれども、達成率をもっと上げるというような意味でも引き続き啓発のほうが必要かと考えております。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 今の課長のもっと上げるという意味であれば、この最終目標の数字を、もっと住民さんに努力してくれということであれば、もっと数字を見直して設定すべきじゃないかと思うんです。そのあたりが、城南衛管3市3町がどうなっているのか、ちょっと分からないんですけども、その辺も含めてやらないと、目標が580グラムで現在573グラムです。皆さん努力した結果、おかげでごみが減っていますということは、極端に言ったらこれ以上は努力せんでもええやないか、まだ増やしてもええんちゃうかと、極端な話、相反するような行動になるのちゃうかなと思います。考え方として。

だから、それを啓発するのであれば、今言われたようなことであれば、やっぱり数字を見直して、住民に知らせるべきやと思います。まだこれくらい、あと5グラム、10グラム減らしてもらわないと、言ったら城南衛管の焼却炉や何かの維持費も含めて、もっと減らしてもらわないとあかんのや、環境のためにというようなことでないと、住民に対する説得力がないんじゃないかなと思うんです。今みたいなことであれば、別に何もやらなくても現にできているわけやから。

そのまま、今、令和8年ですか、これが15年やからあと7年あるわけです。だから7年間何もせんでも、今、堀口委員が言うたように、当然7年間の間に人口も減っていったら、当然全体量減りますのでグラム数も減ってくると思うんですけれども、そういう意味では、このときはこういう目標を立てていたけれども見直して、私は再度設定すべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（光島善正） 谷出課長。

○農林環境課長（谷出 智） 大変貴重なご意見だと思います。

計画のほうで、また見直し、すみません、計画書のほう最後まで見ていませんが、社会状況の変化等で数字見直すというのは、種々の計画なんかでよくあることでございますので、今のご意見参考に見直していくのも一つの手ということで、貴重なご意見ということで参考にさせていただきます。

ただ一方で、目標達成したらまた目標伸びる、達成したらまた伸びるというのも、それをよしとしない考え方もあるというのだけ、ご理解いただきたいというのはあります。やっぱり皆さん頑張っていて、目標達成したというのが1つ大事なポイントであって、いつまでたっても目標が向こうに逃げていくようなことであってはいかんで、議員おっしゃるとおり、意味はすごく分かりますので、見直すというのは貴重なご意見かなと思いますけれども、一旦、目標達成しているというところは、ここは重要なことで、住民の皆さんにも一旦は達成したよというところは、していただいてもいいのかなとは個人的に思っております。以上です。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） よく理解できます。ただ、すぐに達成できるような目標やったんかどうかという、初めに立てたあれがということもあると思うんです。その辺はちょっとシビアに考えていただきたい。

なぜ、私はそういうような、ごみの減量に対してこういうことを言うかといったら、最終的には、結局は3市3町で運営している城南衛管の焼却炉とか、ああいうこのラ

ンニングコストに跳ね返ってくるわけです最終的に。そうすると、結局我々の税金、今現在でも3市3町が負担している分担金、こういう部分に最終的には跳ね返ってくるわけです。

結局やはりごみを減らすということによって、やはり建て替えやら何やらというのが長寿命化につながるし、そうすると負担金も減ってくるというようなことになって、最終的には税金が我々に返ってくるんやというような意識ということまで、ただ1グラム減ったとか2グラム減ったというものじゃなくて、そういうような環境の意識ということをや、やっぱり担当課としては住民さんに訴えていかんとあかんのちゃうかないう気がするんですけども、その辺の啓発についてはどういうお考えでしょうか。

○委員長（光島善正） 谷出課長。

○農林環境課長（谷出 智） ありがとうございます。

委員のおっしゃっている意味も重々分かっているつもりでございますので、私が言いたかったのは、達成は達成した、ただ、やはり税金に跳ね返ってくることでもございすし、少なければ少ないほうがいい数字でございますので、その辺、衛管のほうのごみ減量対策の会議もございすので、そういったところから当然情報でもありますので、また、各市町と足並みそろえてしっかりと減量のほうを図っていこう、それに向けての町内での啓発を取り組んでいこうと考えております。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） ちょっと余談になりますけれども、今月、6月5日は、全国的に環境の日ということで定められて、実際に日本国中、そういうような意識で今取り組んでいる、ちょうどその月なんです6月は。だからあえて私、こういう話しさせてもらっているんですけども、その辺も含めて動機づけというか、住民さんに対して啓発をよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、質疑を終了します。

続いて、環のくらし地域活動促進事業補助について説明を求めます。谷出農林環境課長。

○農林環境課長（谷出 智） それでは、環の暮らし地域活動促進事業補助についてご説明させていただきます。

事業の目的といたしましては、ご承知のとおり循環型社会の実現を目指して、地域団

体、地区等による再生資源の集団回収の推進というところで、再生資源の回収、こちらに対して1キログラム5円補助金を交付して、その推進を図っているというような事業でございます。

事業目的のために、付与したポイントに応じて環境活動を地域で行っていただいて、美化活動であったり、集団回収がこれに当たりますというところでございます。

下段のほうに、各実施団体と資源回収量のほうの総計がでございます。地域の合計につきましては、令和7年度は274というようになってございます。

裏面ご覧いただきますと各地域ごとの令和3年度から7年度の推移の表を掲載させていただいております。軒並みマイナスの数字が並んでおります。資源回収が生活の一部というところで、住民の皆さん意識が高く、このあたりの事業に取り組んでいただいているとは思いますが、新聞とか雑誌等、紙媒体を不要としないというところの生活様式のほうが定着してきている。また、回収方法もいろいろな改修方法ございますので、このあたりは数字が下がっても致し方ないのかなとも考えております。簡単ではございますが以上です。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 環のくらしの補助金なんですけれども、ずっとここ数年5円でやっていた。以前、3円から5円に上げたというように記憶しているんですけれども、この5円というのは、当面まだ続けられるおつもりですか。

○委員長（光島善正） 谷出課長。

○農林環境課長（谷出 智） そうですね、5円というところで変更、下げるも増やすも一応予定はないというところでございます。以上です。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 各自治体というか地域にとっては、自治会にとってはありがたいことなんですけれども、これは区に入っているわけなんですけれども、一方で、町長は、あしたからかあさってからか、何か地域を回られる、いろんな話されると思うんです、懇談会で、その中でもやっぱり財政が厳しいとか、金がないとかというようなこと言われているし、住民さんも、そういうことを認識していると思うんです。

だからやっぱりそういった意味では、確かに自治会とか区とかの貴重な財源になっているのは間違いはないんですけれども、やっぱりどっかでそういうことであれば、見直す必要もあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺お考えいかがでしょうか。

○委員長（光島善正） 谷出課長。

○農林環境課長（谷出 智） 現時点では、先ほどご説明したとおり予定はございません。

いろいろ各地域の方、部長はじめお話しする機会、私らもございますので、そういったところでそういったご意見を頂戴するようになってきたら、議題に上げていかないのかなとは思いますが、すみません、今のところは予定はしていないというところの答弁しかお答えようがないのでございますが。以上です。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） もらうほうからしたらありがたい話なので、下げんほうがいいんですけども、一方で、何かお金がない、お金がないというようなことで、言われているのが住民さんから、よく、だからこれができへんねや、あれができへんねや要望してもというような話も一方で聞くので、その辺の整合性が取れるようにしておかないと、だからといって、ここから削りやすいところから削るということも、どうかなと思うんですけども、ちゃんとそのあたりが説明するようにだけしといていただいたらありがたいかなと思うんですけども。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） ありがとうございます。

確かに行政の中で、今、例えばハード事業なんかの整備についても、非常に昔に比べまして、税収のことも含めて、なかなかお金がない部分で、していないところ、できにくいところで、今年から、例えば来年まで、もうちょっと延命させながら待つところみたいな形で、ご迷惑をかけているところは重々承知しております。

ただ、今回ごみの話になりますので、ごみのことで申しますと、原田委員おっしゃったように、たしか、ちょっと年度忘れましたけれども、5円から一旦3円に落ちました。もう一回5円に戻しているんです。この経過としましては、やはりごみの減量意識をつけるとか、住民の皆さんの、個々にこれが3円とか5円になったりとかいうのは恐らく意識なかったんでしょうが、先ほどおっしゃられた地域とか、区、自治会のほうへの返礼があって、そこから今度は自治会、区のほうから今度は住民者のほうに何かを還元されている。それもまた一つの循環である。それがまさしく環のくらしであったということ踏まえて、3円よりも5円にしたほうがいいんじゃないかというご提案の中で、たしか5円まで戻したように私は記憶しております。

ただ、当時から比べましても、非常にこの支出金は減っております。これは全体的なごみの減量と併せまして、こうした新聞とか、段ボールの使い方が変わっているわけで

はないんでしょうけれども、こうしたリサイクル資源についても、全体的に減っているということもあるので、この金額の変更は逆にすべきではないなとは考えております。ただ、全体的に予算の使い方を見直したりとか、精査するときには、一旦これも数字上には上がってまいりますので、その際にはまた議員の皆さんと議論しながら決めていくべきものかなと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 今のでよく分かりました。よろしくお願いします。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） これにて、農林環境課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道普及状況について説明を求めます。石田上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（石田隆義） それでは、下水道普及状況について説明させていただきます。

まず、資料2枚目の公共下水道処理区域図のほうをご覧ください。

令和8年3月31日現在の処理区域を表しております。黄色着色部につきましては、令和6年度までに供用した区域309.2ヘクタールで、赤色着色部が令和7年度に供用した区域12.9ヘクタールとなります。令和7年度につきましては、工業団地において管渠布設工事を行いました。

続きまして、資料の1枚目、下水道普及状況の表のほうをお願いします。

表1につきましては、公共下水道の普及率や水洗化率を表しております。整備面積につきましては322.1ヘクタール、整備人口は7,577人、この整備人口が行政人口8,524人に占める割合につきましては下水道普及率となりまして88.9%となります。

また、処理区域内において実際に公共下水道を使用している人の数である水洗化人口につきましては6,272人でありまして、整備人口に占める割合である水洗化率につきましては82.8%となります。

なお、下段の括弧書きの数値につきましては、世帯数をベースとしたものとして書かせていただいております。

表2につきましては、浄化槽整備推進事業につきまして、表1と同様に表したものであります。令和7年度につきましては、新たに2基の浄化槽を整備いたしました。令和7年4月1日、湯屋谷を浄化槽整備推進事業の事業区域に加えましたので、高尾、湯屋

谷、奥山田の整備人口125人を公共下水道と同様に行政人口を分母とした普及率につきましては1.5%を算定しました。高尾、湯屋谷、奥山田の行政人口637人に対する整備人口の割合につきましては19.6%となります。

表3につきましては、表1と表2の合計でありまして、町が管理する污水处理施設全体の普及率と水洗化率を表しております。

表4につきましては、表3の区自治会ごとの内訳を表しております。工業団地につきましては、各区に割り振らずに別に表すことで整備の進捗を分かりやすくしております。

令和7年度につきましては、工業団地のほうで12.9ヘクタールの整備面積が増加しております。

また、欄外にて記載させていただいておりますとおり、湯屋谷地区の整備につきましては、事業所等でありまして、人口はゼロ人となっております。

続きまして2面のほうをお願いします。

表5であります。こちらにつきましては、污水处理人口と污水处理人口普及率を表しております。污水处理人口といいますのは、公共下水道の整備人口と処理区域外の全ての合併処理浄化槽の処理人口522人ですが、これを足したものであります。この污水处理人口8,129人が行政人口に占める割合につきましては污水处理人口普及率でありまして、こちらが95.4%となっております。説明につきましては以上であります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて、上下水道課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告について終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 1つ私のほうから確認というか、どうなっているのか現状をお聞きしたいと思うのですが、太陽光パネルのことなんですが、町内、いろいろメガソーラーと言われるようなところ含め、いろいろあると思うんです。

特に一番最初にできた、ここ上がってくるところのメガソーラー、これ何かF I Tのあれで、大体20年ということで、恐らくもう十二、三年ぐらいはたっていると思うんです。まだ七、八年あると思うんですが、いろんな報道を見ていまして、太陽光のパネル

の処理、これについては設置よりもかなり金かかるというので、いろんな問題になって、法律ができたりいろんなことしてるわけですが、そのあたり、あと七、八年あって、それで20年という有利な買取りゆうのが切れるわけです。

その後、恐らくパネルそのものがどうもなければ、まだ5年とか何とか使われるとは思いますが、もしそこで発電効率が悪かったら、多分撤去ということになると思うんです。その場合の産廃処理いうんですか、このことについては過去に私いろんなところで何回か質問もさせていただいているんですが、現状どうなっているのか、行政として業者に対してどのような指導されているのか、意見聴取いうか、そういうことをされているのかどうか、そのあたり、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） 庁舎手前といいますか北側に位置するメガソーラーのところに、実は先日たまたまその会社の方とお話ししている中で、これから先どういうふうなことを考えかと。1つには業務形態として土地利用どうするのか、もう一つは今、原田委員おっしゃったような太陽光パネルの処分のことをお聞きいたしました。

そうしましたら、その会社については自社で処分の、具体的には多分太陽光パネルだけではないとは思いますが、そういった処分なりリサイクルというところの会社を立ち上げて、自社で全てが完結するようにしておりますと。ですから例えば町内でもほかに太陽光で、例えば個人で設置された方とかいうことがあれば、お引き受けもできるのでということで、そういったご提案をいただきました。

ですから今後、我々も宇治田原町内だけではありませんが、こうした今後出てくる、当然大きな廃棄ともなりますし、それが上手にリサイクルできるのかどうかも分からないんですが、そういったことも懸念しながら、1つの開発なり大きな土地というところの方との議論を続けながら、今後、そういった勝手に不法投棄されるとかというようなことのないように、それをしたいなと考えておりますのでお願いいたします。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、そのところのほうは、何か子会社いうんですか、何かよく分かりませんが、そういう廃棄の会社までつくって処理しているという今のお話です。

そういったところについては、そこを見守っていただいて、関心も続けていただきたいと思うんですが、それ以外の場所で結構、平岡とか、私の記憶では、緑苑坂もありますし、あちこち何か所かあると思うんです。そのあたりも同じような形の話がで

きているのでしょうか。

例えば設置なんかで、私の記憶では、例えば宇治田原カントリーの入り口のところか、あるいは太陽光のパネルは設置されていないですけれども、岩山の小釜ですか、ちょうど小学校の裏の。あちらなんかは結局途中ではげ山みたいな状態で、いまだになつていくというようなことがあるので、そのあたりが行政として業者と、やっぱり我々住民にとって一番問題なのが、お金もかかることですし、一番イメージも悪い、ああいうはげ山で残っているとね、ちょうどこれから台風シーズンとか出水期という感じになると、やっぱりいろいろ安全上の問題もあると思うんです。

だから、その辺のところを含めて、今からF I Tのまだ20年ならなくても、今から各業者さんとどういうことをやっているかという、取組をやっていただかないと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） ありがとうございます。

当時、経済産業省で自然エネルギーのということで、非常に普及はしてまいりました。現在は買取価格も下がっているんで、これ以上広がるということはないのかなと思っていますが、おっしゃるとおり約20年間というものが、数年、10年までぐらいにやってくるであろう、先ほどの業者のように自社で処分されるような会社をつくっておられるところはなかなか難しいとは思いますが、そんな意味でも経済産業省も含めて、我々も行政としても監視と、それから指導していきたいと思います。

何よりも跡地利用で、結構な大規模でやっておられるところにもなりますので、そういったことは当然この行政窓口を通じて議論していきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 特に今、跡地利用という話も出ました。前に私は一般質問等でお聞きしたときに、今、太陽光の発電パネルが設置されているのが大体24ヘクタール、そのうちの22ヘクタールが森林面積を伐採してというような、当時回答をいただいているわけです。

何せお茶の町とか環境ということで、本町はいろいろ宣伝しているわけですが、そういった環境を守るという意味からも、原状復帰するのか、あるいはほかのことにされるのか分からないんですけれども、そのあたりはきちっと業者とやっぱり今から計画を持って協議していかないと、そのときになって、テレビ報道なんかであるように、指

導があっても何もできなかったということがないようにだけお願いしたいと思うんです。

名前出して悪いですけども、例えば田村資料館の上のほうの産廃なんかが、いつの間にか山になって、府の指導で撤去されたということがあったんですけども、それなんかいつの間にか増えていたというようなことになると、特に太陽光パネルというのはガラスだけではなくて、重金属、これが非常に環境に影響があるということがありますので、そのあたりの指導を含めて、今からそういう働きかけとか指導とかをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） 当然、宇治田原町だけでやるものではないと思います。これも全国的な話になりますので、国のほうからの指導も、そういったことも踏まえながら、今後我々も指導していきたいと思います。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） よろしく願いいたします。

○委員長（光島善正） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西利行） では私から1点だけ。

茶問屋や小売店の現在抱えている問題、要望及び支援についてですが、私3月議会で質問したところ、回答として、「議員ご提案の各種茶業団体は、商工会員であり参加団体であることから、実態把握から支援策の提案に至るまでの一連の流れが町商工会と連携・情報共有することで最も効果的に対応できるものと考えております。その上で、必要とあれば国・府への要望を進めていくことは当然であり、お茶の町としてできる限りの対応してまいります」というふうなご答弁ございました。

そこでお聞きしますが、商工会と連携・情報共有しとありますが、その結果どういったのか詳しく教えてください。

○委員長（光島善正） 岡崎課長。

○まち未来創造課長（岡崎一男） 3月議会の答弁内容、それから先日6月の一般質問のあの答弁内容、これはもうご承知いただいていることがと存じます。

3月末に町商工会の、経営発達支援検討委員会というものがございまして、この場で町商工会の正副会長様、それから商工会事務局とともに、町のほうもその場で町内の小規模事業者様についての情報共有、意見交換をさせていただいたところです。

この中で、商工会や会員事業者宛てに、小規模事業者を中心とする228事業所にアン

ケートを行いました。令和7年度管内小規模事業者景況調査アンケート結果、こちらについても共有をさせていただいております。

この調査の中では、抹茶ブームによる自社売上げへの影響という項目もございました。この中での茶業の小売業に当たられる方の回答、減少あるいは増加という部分については、把握をしているところでございます。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 具体的にどんな事象があったかを聞いていますか。いかがですか。

○委員長（光島善正） 岡崎課長。

○まち未来創造課長（岡崎一男） 具体的な数値についてのご答弁は、この場では差し控えさせていただきます。把握はしております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 私も実際、複数の事業者に聞いたんですが、商工会からの実態調査は今のところはないと聞いております。また、今ありましたけれども228の業者があり、実態調査されたということですので、それはここで言えないというのであれば、また聞かせていただきたいと思います。

確かに私もいろいろ調査したところ、販路を拡大して対応されているところも既にご覧いただけます。ただ、既に廃業の危機に追い込まれたり、あるいは原料の茶葉不足で例年通りの品目の製品が提供できないというようなことも聞いております。

どんな課題があり、どんな要望があったのか、町はしっかりと調査し、実態把握し、努めるべきだと思いますので、その結果しっかりと報告をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（光島善正） 岡崎課長。

○まち未来創造課長（岡崎一男） 3月議会、6月議会の一般質問の答弁のとおりでございます。

商工会なり、私どもが情報共有して対応する。必要であれば国・府に要望していくという部分、このスタンスに変わりはありません。以上です。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） それは分かりました。

その点については、そう言われても何か抽象論みたいな感じがしますので、もうちょっと具体的に突っ込んで、どういう点でやられるのかということは教えてください。今、この場ではいいです。以上です。

○委員長（光島善正） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午前11時59分

○委員長（光島善正） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ごございませんか。

当局から何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 事務局からは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、付託議案4件及び各課所管事項報告等多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼申し上げます。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各所管課におかれましては、早期の事業着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会におきましては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定としています。7月17日、午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後0時00分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

光 島 善 正